

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成30年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成30年12月19日（水） 午後7時30分から午後9時20分まで
開 催 場 所	403集会室（市役所4階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、田中 洋子、濱浦 雪代、宮崎 正巳 保険医代表 指田 登生、三條 治、山内 立行 公益代表 沖野 清子、田代 芳久、宮崎 文永、靱山 敏夫 被用者保険等保険者代表 榎本 浩幸 欠席者：齋藤 直人 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課係長（国民健康保険係・医療費適正化係）、保険年金課主任（国民健康保険係）
報 告 事 項	なし
議 題	(1) 諮問事項の検討について 「平成31年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」 (2) その他
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1 武蔵村山市国民健康保険運営協議会委員名簿 ・ 資料2 平成31年度国民健康保険税率等について ・ 資料3 国保税率改定試算表 ・ 資料4 モデルケース別影響額 ・ 資料5 多子世帯に対する国民健康保険税の減免について ・ 資料6 多子世帯におけるモデルケース別影響額 ・ 資料7 補足資料
結 論 <small>（決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）</small>	議題(1) 税率改定案について、税率改定パターン2を基本とし、本算定後の納付金額が確定した後、調整後の金額を第2回運営協議会で示す。多子世帯に対する国民健康保険税の減免導入案については導入パターン2とし、3年後に多子世帯に対する減免制度を評価する。
審 議 経 過 <small>（主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）</small>	議題（1）諮問事項の検討について 「平成31年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」 【事務局説明要旨】 （保険年金課長） 事前配布資料1から4及び当日配布した補足資料に沿って、平成31年度仮係数に基づく国保事業納付金の算定結果及び本市の法定外繰入金の状況を示し、本市の状況を提示しながら、平成31年度国保税率改定パターン1から3まで説明した。 （会長） まず仮算定及び本算定とは何か。また、その違いは何か。 （保険年金課長） 仮算定とは、平成31年度の納付金を仮の係数を用いて試算したもの。本算定がいつ確定するのかは国から東京都に示されるのが平成30年12月28日の予定である。その日から改めて東京都は区市町村に納付金を割り振り、確定したものが本算定の金額となる。本算定の金額が平成31年度に本

市が納めなければならない金額となり、それを基に国民健康保険事業特別会計の予算をたてる。なお、仮算定については、10月分までの基礎数値しか反映しておらず、本算定時には、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金は11月時点の基礎数値で算定し確定する。消費税の引き上げについては本算定に反映される。仮算定において本市が東京都に納めなければならない金額は資料2における国保事業納付金（激変緩和措置後）である23億円770万4147円。そのために本市の納付に必要な保険税総額は、19億6202万6223円（資料3国保事業納付金の納付に必要な保険税総額）である。

（会長）

事務局の説明について質疑等あるか。

【質疑・意見等】

（委員）

補足資料3（平成31年度納付金算定に反映した都内26市における所得水準及び医療費水準の状況）の本市の医療費が1位というのは一人当たりの医療費か。

（保険年金課長）

医療費については東京都を「1」としたときと比較した指数である。

（委員）

26市の中で一人当たり医療費が一番多くて1位になっているということか。

（保険年金課長）

そのとおりである。

（委員）

そうすると補足資料5の平成26年度から平成28年度までの一人当たりの医療費の推移を見ると順位が下がっているが、平成30年度になって1位になったということか。

（保険年金課長）

資料5の平成28年度の一人当たりの医療費は確かに15位である。保険者が一人当たりにかかった医療費の額が15位ということである。補足資料3については、年度のずれが生じており、平成26年度から平成28年度までの3年分の平均を東京都と比較し、1.038となっている。

（委員）

算術的にありえないのではないかな。医療費の意味が違うのではないかな。補足資料3の医療費指数の意味を明確にする必要があるのではないかな。

（保険年金課長）

医療費指数については東京都の平成26年度から平成28年度までの3年分1として算出したときの数値である。東京都の指数は1であるが、26市のみだと0.973であるため、本市では1.038となっている。

（委員）

補足資料3の所得金額が25位、医療費が1位であるが、これは所得水準が低いから、医療費に対する指数が上がってしまい1位になるのか。また、補足資料5の順位は一人当たりの医療費が、所得に関係なく高いから15位ということか。補足資料6の順位は保険税が25番目に低いということか。

（委員）

指数の計算式を明確にしないといけない。一人当たりの所得当たりの医療費の比を東京都と比較しているならあり得るが、指数の定義が明確ではないので、一人当たりの医療費ということではありえないのではないかな。

(会長)

補足資料3について指数や金額の算出方法についての記載があるべきである。他に質疑等あるか。

(委員)

資料2について、激変緩和措置後の金額と比較し、資料3パターン1から3までの国保事業費納付金の納付に必要な保険税総額の違いは何か。

(保険年金課長)

東京都に納めなければならない金額は、激変緩和措置後の金額であるが、国庫負担金、都負担金などの公費負担があるので、その差分を被保険者に保険税として負担してもらう。

(委員)

資料2の激変緩和措置後合計額の2.3億は絶対に納めなければならない金額ということか。

(保険年金課長)

そのとおり。補助金、負担金、国や都、市が負担しなければならない額、法定内繰入金等を差し引き、残った1.9億6,202万6,223円(資料3国保事業納付金の納付に必要な保険税総額)を被保険者に負担してもらうこととなる。

(委員)

了解した。

(会長)

他に質疑等あるか。

(委員)

資料2の国保事業費納付金(激変緩和措置後)に退職被保険者は入っておらず、確定したらその金額が変わるという説明だった。本算定が12月末に東京都から示されるということであるが、1月に開かれる第2回運営協議会のときには本算定に基づいた数字が出てくる。それでは第1回目の運営協議会で決められないのではないか。ここに出ている数字が変わってくるのか。

(保険年金課長)

そのとおりである。

(委員)

第1回目運営協議会で決めたパターンを基に、第2回運営協議会で東京都から示された金額を当てはめるということであるが、今までそういうスケジュールではやっていない。4回ぐらい協議しているはずである。

(保険年金課長)

昨年度は4回目で答申を決定したが、4回目は平成30年1月25日であり、そのときには本算定後の金額を調整した後、答申案を決定している。第3回運営協議会(平成30年1月9日)で検討した内容は、仮算定ベースであり、税制改正大綱に基づいて税率を反映させた本市税率改定案を協議した。そのときには既に軸となるパターンは決まっていたために、影響額についても計算することができた。第二回運営協議会(平成29年12月25日)のときには税率改定パターンを決定した。第1回運営協議会については、来年度への変更が見込まれなかったため、税率改定パターンについては協議していない。

(会長)

了解した。資料3の国保税率改定パターンを今回決定し、第2回運営協議会では本算定に基づく数字を当てはめて協議するということがよいか。

(委員)

どの税率改定パターンでも国保事業納付金の納付に必要な額は同じであるから、均等割と所得割のバランスをどうするかがポイントであると思われる。

る。

(会長)
必要な額は同じであるため、各税率改定パターンについて、所得割を何パーセントにするのか、均等割をあげるのか、ということである。所得割については7割・5割・2割の軽減措置があると思うが、その軽減分については税率改定パターンに入っているのか。

(保険年金課長)
入っていない。

(会長)
去年は税率2.71%アップだったが、今回は4.01%アップになっている。被保険者数がかなり減っているがその原因は何か。

(保険年金課長)
平成28年に社会保険に加入する資格要件が緩和されたため、国保から社会保険に移行したことなどによるものである。

(会長)
社会保険に加入した被保険者は所得があり、その所得がある被保険者が減ったために税収が減少したということでのよいのか。だから4.01%上げないと所得割が追いつかなくなっていたという実情があるのか。

(保険年金課長)
そのとおりである。

(会長)
了解した。他に質疑等あるか。

(委員)
どのパターンにおいても法定外繰入金が増しているのはなぜか。

(保険年金課長)
資料3のパターン1を例とすると、5347万618円については、なぜ国保財政健全化計画の5200万よりも減額分が多いのかということ、他にもかかる費用などを計算すると、当初予算書に載せる金額よりも減少することから、法定外繰入金の減額分については上乗せしている。

(委員)
再度詳細に説明をお願いします。

(委員)
他の費用とは何か。

(保険年金課国民健康保険係長)
来年度については被保険者証の一斉更新があり、その費用は一般財源で賄う。その費用については資料に示していないが、その費用分を差し引きし、最終的には法定外繰入金がマイナス5200万となる。

(会長)
提示されているパターンを基に、税率改定の方向性の決定を行う必要があると考えるため、各委員の意見を伺う。

(委員)
低所得者にも配慮し、所得割の軽減を考慮すると税率改定パターン2がよい。

(委員)
法定外繰入があるという前提があるので、税負担を散らばすような税率改定パターン1がよい。

(委員)
低所得者への配慮、高額所得者に税負担をしてもらうという国の意向があるので税率改定パターン2がよい。

(委員)

5年かけて赤字を解消していくという大前提があり、低所得者に配慮した税率改定パターン1か2がよい。

(委員)

税率改定パターン3がよい。

(委員)

改定率が1番低く、法定外繰入が少ない税率改定パターン1がよい。なお、別に質問として資料2の年度間調整額の合計額の意味とはなにか。また、財政健全化計画では6年間の推計を出しているが、改定率4.01%が平成31年度の改定率と差異があるのはなぜか。

(委員)

税率改定パターン1がよい。

(委員)

税率改定パターン1か2がよい。

(委員)

税の徴収は所得に応じたものがよい。よって、税率改定パターン2がよい。

(委員)

改定率が一番低い税率改定パターン1がよい。

(委員)

税率改定パターン2がよい。

(会長)

所得割が分散し、所得の軽減に対してやさしくなっている税率改定パターン2がよいと考えるが、異議はあるか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは運営協議会の答申としては税率改定パターン2とする。今後本算定が出た後に、税率改定パターン2で計算し直し、第2回運営協議会で報告すること。また、先程の委員の質問への回答をお願いします。

(保険年金課長)

年度間調整額とは平成30年度分との調整であり、東京都が調整する必要があるということでその分が減額になっている。また、改定率の差異については被保険者数の減少が当初よりも大きかったためである。

(委員)

了解した。

(会長)

他に質疑等あるか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは税率パターンを2とし、納付金額が確定した後、調整後の金額を第2回運営協議会で示し、決定することとする。それでは引き続き事務局から説明をお願いします。

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

事前配布した資料5及び6に沿って、多子世帯に対する国民健康保険税減免制度導入経緯、他市の状況及び本市の導入案パターン1及びパターン2について説明した。

(会長)

事務局からの説明について質疑等あるか。

【質疑・意見等】

(委員)

導入パターン1について、現時点での対象世帯はどのくらいあるのか。

(保険年金課長)

導入パターン1については把握していないが、導入パターン2であれば196世帯。影響額としては300万程度である。

(委員)

法定で規定されている7割・5割・2割軽減を受けている世帯は、その差額を減免するという事か。200万円以下の所得者であればほとんど該当するのではないか。

(保険年金課長)

そのとおりである。法定減免を受けている世帯を除いて対象となる世帯が196世帯ということである。

(委員)

軽減との差額を減免する点について再度説明をお願いします。

(保険年金課長)

7割軽減対象世帯については均等割が既に7割減額されているので、3子目の場合は残りの3割分が減免されるということである。5割軽減対象世帯ということになると、2子目では税額に変更はなく、2割軽減対象世帯ということであれば、2子目が5割であれば残りの3割分が減免される。そのような対象世帯を調査したところ、196世帯あった。すでに減免されており減額できない世帯については含まれていない。

(委員)

了解した。再度資料を精査することとする。

(委員)

資料6のモデルケースで使われている税率と、先程決めた改定税率パターン2の税率が違うのはなぜか。

(保険年金課長)

平成31年度の税制改定分については反映しておらず、平成30年度分であればどれほど影響があるかというものになっている。

(委員)

多子減免についての法的な問題はクリアしているのか。

(保険年金課長)

東京都に確認したところ、違法ではないという見解を得ている。運用上法的問題はクリアされている。

(会長)

他に質疑等あるか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは多子世帯減免の導入パターンについて導入パターン1か導入パターン2か、委員から意見を伺う。

(委員)

導入パターン1と導入パターン2の総額の差はどうなっているのか。

(保険年金課長)

導入パターン1だと100万程度減額になり、200万円程度の影響額があると思われる。

(委員)

導入の趣旨から考えれば導入パターン2がよい。

(委員)

	<p>導入パターン2がよい。</p> <p>(委員) 特別な事情による減免の申請で行うので導入パターン2がよい。</p> <p>(委員) 多子減免を導入しない方がよいのではないかと。3年後にまた税を課すのか。</p> <p>(会長) これは一般会計からの繰入金で賄うものである。</p> <p>(委員) 3年だけなのはまずいのではないかと。子どもをつくっておいて3年後に経過措置がなくなると子育て世帯の負担が急激に増になってしまうのではないかと。</p> <p>(会長) 今後の経過はどのようになっているか。</p> <p>(市民部長) 期間限定で政策的に実施するものなので、3年経過後に多子減免を実施するかどうかは運営協議会で再度協議する。</p> <p>(委員) 法的根拠がなくなってしまうのではないかと。多子減免を実施した後にやめるということになったら酷ではないのか。</p> <p>(市民部長) 国が多子減免を実施するというのが一番望ましいが、国で実施することがないため、本市で実施することとした。</p> <p>(委員) やるのはいいと思うが、3年だけなのはまずいのではないかと。</p> <p>(市民部長) 特別な事情についての減免については法的根拠があるが、多子減免については東京都から、租税の公平性の観点から「好ましくない」という見解がある。法的根拠としては、多子世帯については減免ができるというところになるが、東京都の見解をどう活用するかで判断が分かれるところである。</p> <p>(委員) 3年後に東京都にお伺いをたてるのか。</p> <p>(市民部長) まず、市として多子減免をやるかやらないかという問題がある。市民生活や家計における国保税の状況等で判断をしなければならない。ずっと多子減免を実施することはないと思われる。</p> <p>(保険年金課長) 地方税法のなかで多子減免についての規定があればよいが、規定がないため各自治体で取り組んでいる。国に対しては均等割の減免についての制度の整備を長年要望しているところである。</p> <p>(委員) 東大和市では法的根拠があつたうえでやっているのか。</p> <p>(市民部長) ない。東大和市及び昭島市においては軽減策として制度的に均等割を軽減している。</p> <p>(委員) 法律の後ろ楯がない、3年後はどうなるかわからない、都内では3市でしか多子減免を実施していない状況のなかで将来的に制度がなしになってしまうのではないかと。</p> <p>(市民部長)</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

これから多子減免を実施する市が増えるかどうかは推移を見守るしかない。

(保険年金課長)

他市の多子減免の状況が情報としてきていないのでわからないが、東京都からは、一定期間がなければ激変緩和措置とはいえない、という見解が示されている。引き続き国の方で多子減免制度の整備についての要望を行っていく。

(会長)

多子減免はひとつの市の方針としてやっていく。恒久的にはできないのでとりあえず3年という期間を設けた。3年後に事業をやめるということにはなかなかならないのではないか。

(市民部長)

評価は必ず実施する。

(会長)

再評価するにあたっては、どのくらい申請があつて、被保険者がどの程度恩恵があるのかという数字が出てこないと評価できないのではないか。評価できるのが3年後ぐらいだろうという見方でよいのではないか。

(委員)

諸々の事情を考え、導入パターン2にする。

(委員)

導入パターン2がよい。

(委員)

子どもが産みやすい環境を整えるため、導入パターン2がよい。

(委員)

導入パターン2がよい。

(委員)

導入パターン2がよい。

(委員)

導入パターン2がよい。

(委員)

導入パターン2がよい。

(会長)

それでは多子減免導入パターンについては全員パターン2という結果になったため、本協議会としてはパターン2とする。しかし、結果が数字として出てくる3年後に評価をし、まだ継続できるということになれば、継続してもらおう。また、申請が必要とのことなので、申請し忘れてしまうといったことがないように周知をお願いする。他に質疑等あるか。

(委員)

質疑なし。

(会長)

それでは質疑なしとする。議題(2)その他について事務局から説明をお願いする。

議題(2)その他

(保険年金課長)

1点目として、次回の日程であるが、委員の出席率から平成31年1月9日(水)午後7時30分から301会議室で開催予定である。2点目として、本日、基本となるパターンを決めさせていただいたが、更に詳細な資料については申し出があれば、御用意させていただくが、年末年始に差しかかるため、12月21日(金)午後5時までとさせていただくので、よろしく

	<p>お願いする。 (会長) 了解した。他に質疑等がないため、これにて、平成30年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者： 0 人	※一部公開又は非公開とした理由 ()
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------	---------------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

庶務担当課	市民部 保険年金課 (内線：132)
-------	--------------------

別紙 (第4号様式 第10条関係) のとおり会議の顛末を署名し捺印する。

会 長 印

被保険者代表委員 印

保険医等代表委員 印

公益代表委員 印